

平成 26 年(行ウ)第 17 号 固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求事件

原 告 金城照子

被 告 那覇市 外 1 名

補助参加人兼訴訟参加人 一般社団法人久米崇聖会

## 準 備 書 面 4

平成 2 7 年 1 2 月 9 日

那覇地方裁判所民事第 2 部合議 A 係 御中

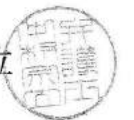
(担 当) 補助参加人兼訴訟参加人訴訟代理人弁護士

当 山 尚 幸



同

中 村 宗 立



同

北 澤 匡 大



(担 当) 同

大 島 優 樹



### 第 1 総論

国内の他の孔子廟の中には、以下のとおり、公共団体が、孔子廟や釋奠祭禮あるいはそれに相当する行事(以下、「釋奠祭禮等」という)に公金を支出したり、公共団体が、孔子廟や釋奠祭禮等と深くかかわったりしているものが複数ある。

そして、他の孔子廟においても、孔子廟と関係のある「儒学」(原告のいう儒教)は学問であり、「超自然的、超人間的本質の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為」としての「宗教」ではないと考えられている。また、孔子廟で行われている釋奠祭禮も「宗教」の信仰、礼拝、普及等を行っているものではなく、

「宗教的活動」ではないと考えられている。

それゆえ、公共団体が孔子廟や釋奠祭禮に公金を支出したり、孔子廟や釋奠祭禮等と深いかかわりを持ったりしても、「宗教」に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等とはならず、「宗教」と公共団体とのかかわり合いが相当とされる限度を超えることはないため、政教分離原則に反しないと考えられている。

本件施設においても、他の孔子廟と同様に、本件施設と関係のある「儒学」は学問であり「宗教」ではないし、本件施設で行われる釋奠祭禮も「宗教的活動」ではない。これに加えて、那覇市は、学問・観光の振興、歴史・文化の保存、伝統行事の復原等という観点から本件施設と関わり合いを持っているのであり、那覇市が本件施設の敷地の使用料を免除し、久米崇聖会にその使用料を請求しないことが、政教分離原則に反するとはいえない。

## 第2 国内の他の孔子廟について

### 1 多久聖廟について

#### (1) 概要

多久聖廟（たくせいびょう）は、佐賀県多久市（たくし）にある孔子廟である。江戸時代、多久領を治めていた多久氏の多久茂文（たくしげふみ）が、教育のためには、学校と孔子像を置く場所が必要であると考え、学問所（現在の東原庠舎（とうげんしょうしゃ）と多久聖廟（孔子廟）を建築したものである（丙33）。現在、多久聖廟（孔子廟）の周りには、東原庠舎（上述のとおり、もともとは学問所であり、今は多久聖廟の管理事務所や研修・宿泊施設となっている）、聖廟展示館（多久聖廟の瓦や多久聖廟に関する資料が展示されている）、孔子像（中国の曲阜市（きょくふし）から贈られた孔子の像）などがあり、入り口には、朋来庵（ほうらいあん）という名称の多久市物産館が設置されている（丙34、丙84）。

#### (2) 土地・建物の所有者・管理運営者について

多久聖廟（孔子廟）は未登記であり、多久市が所有している。その敷地は、

別紙物件目録記載1の土地（以下「1642番の土地」という）であり、国（登記上は文部省）が所有している（丙35の1，丙36の1）。多久聖廟（孔子廟）の管理・運営については、多久市が公益財団法人孔子の里（以下「孔子の里」という。）に委託をし、「孔子の里」が管理・運営を行っている（丙36ないし丙40）。

東原庠舎と聖廟展示館も未登記であり、多久市が所有している。その敷地は、別紙物件目録記載2の土地（以下「1644番1の土地」という）及び別紙物件目録記載3の土地（以下「1843番1の土地」という）であり、多久市が所有している（丙35の2，丙36の2，丙36の3）。東原庠舎と聖廟展示館の管理・運営については、多久市の教育委員会生涯学習課が所管しているが、多久市が孔子の里を指定管理者に指定し、孔子の里が管理運営等を行っている（丙41）。

多久市物産館（朋来庵）も未登記であり、多久市が所有している。その敷地は、別紙物件目録記載4の土地（以下「1837番1の土地」という）であり、多久市が所有している（丙35の4，丙36の4）。多久市物産館（朋来庵）の管理・運営については、多久市のまちづくり部商工観光課が所管しており、多久市が多久市観光協会を指定管理者に指定し、多久市観光協会が管理・運営を行っている（丙41）。

その他、多久聖廟周辺の土地についても、多久市の所有となっており（丙36の5ないし丙36の7）、孔子像のある敷地等の他の土地も、多久市の所有となっている（丙36の8ないし丙36の11）。

### (3) 孔子の里について

#### ア 孔子の里の概要

孔子の里は、公益財団法人であり、多久聖廟（孔子廟）の維持・管理や春と秋の多久聖廟積菜（「せきさい」と読み、本件施設における釋奠祭禮に相当するものである）事業を行っている（丙37ないし丙40）。また、(2)

で述べたとおり、孔子の里は、多久市から指定された指定管理者として、多久聖廟展示館、多久市東原庠舎の管理・運営等を行っている（丙41）。

#### イ 設立の際の公金の支出

孔子の里は、1990（平成2）年に設立された。当時、多久市には、ふるさと創生事業の一環として1億円の地方交付税措置がなされていたが、多久市は、そのうちの7000万円を「孔子の里」の設立資金として出資し、「孔子の里」が設立された（丙42、丙43）。

#### ウ 市の孔子の里への補助金・委託料の支払い

多久市は、孔子の里に対し、多久聖廟・東原庠舎の管理運営委託料を支払っている（丙39の1ないし丙40）。同委託料は、平成25年度は423万4600円（丙39の1）、平成26年度は433万8000円となっており（丙39の2）、平成27年度の予算では、433万8000円となっている（丙40）。

また、これとは別に、多久市は、孔子の里に対し、事業補助金を支払っている（丙39の1ないし丙40）。同補助金は、平成25年度は886万710円（丙39の1）、平成26年度は928万8168円となっており（丙39の2）、平成27年度の予算では、983万4000円となっている（丙40）。

さらに、平成27年度予算では、孔子の里は、国庫補助金として2706万1000円の支払いを受ける予定である（丙40）。

#### エ 孔子の里の役員と市との関係

孔子の里では、設立以来、多久市長が理事長を務め、多久市教育長が副理事長を務めている（丙42ないし丙44）。現在も、横尾俊彦多久市長が理事長を務め、中川正博多久市教育長が副理事長を務めている（丙42ないし丙45）。

また、現在の評議員には、多久市副市長、佐賀県議会議員、多久市議会

議長が含まれている（丙４２ないし丙４５）。

#### (4) 釈菜について

##### ア 釈菜の概要

多久聖廟（孔子廟）においては、本件施設における釋奠祭禮に相当する行事として、釈菜が行われている（丙４６，丙４７の１）。毎年、春（４月）と秋（１０月）の２回行われる伝統行事である（丙４６，丙４７の１，丙４７の１）。

久米崇聖会の釋奠祭禮と同様に、式次第において「迎神」や「送神」などの言葉が使われ、「祝文」などが行われ、供物をしたり、上香をしたりするほか、雅楽の演奏が行われる（丙４６，丙８４）。釈菜のパンフレットでは、孔子を「学問の神」と記載している（丙４７の１，丙４７の２）。

##### イ 釈菜と市のかかわり

釈菜（秋に行われるものを、秋季釋菜ともよぶ）においてはその主催者として、多久市と孔子の里の双方があがっている（丙４８）。釈菜を取り仕切る祭官（丙８４参照）については、献官（祭官の長）を多久市長が務め、その他の祭官についても多久市議会議長，多久市教育長，多久市の小中学校長が含まれている（丙４６，丙４８，丙４９）。雅楽を演奏する者は、伶人と呼ばれるが（丙８４参照），市役所職員がこれを担当している（丙４６，丙４８ないし丙５０）。

#### (5) 公金による孔子像の修復，祭具購入

平成２０年より，地方税法が改正され，ふるさと納税制度（応援したい地方自治体への寄附相当額が個人住民税等から控除される制度）が創設されたが，多久市では，これを「多久市ふるさと応援寄附」と呼称している（丙５１，丙５２）。

そして，多久市では，この多久市ふるさと応援寄附によって集まった寄附金のうち，２４０万７６５０円を孔子像の修復費用に利用し，２４２万１５